

# 刑事手続きの流れは

Q—夫が飲酒運転で人身事故を起こして、警察に逮捕されました。刑事手続きの流れについて教えてください。

A—逮捕後は取り調べ、不起訴や略式命令請べが行われ、48時間以内の場合は、処分の日内に警察から検察官に釈放されます。身柄が送られます。公判請求がなされた

検察官は身柄拘束の場合、公判期日が決まると判断したため、裁判が行われ、裁判官に勾留請求をします。最長で20日間身柄拘束を継続することが可能です。



検察官は、勾留期間満期までこのように処分するかを決めます。裁判では、検察側、弁護側がそれぞれ主張・立証を行い、最後には、不起訴処分にならないと判断した場合に検察側の論告求刑、弁護側の弁論がなされ、審理が終了します。

裁判にかける場合でも、公開法廷での裁判を請求する公判請求、判決が出れば、その日軽微事件で書面審査に釈放されます。実刑より罰金を命じる略式判決が出れば刑務所に行くこととなります。

## 早期に弁護人の依頼を

なお、起訴後は保釈金を支払って解放される保釈という制度もあります。

逮捕後の権利として、黙秘権と弁護人依頼権があります。黙秘権とは、自己に不利な供述を強要されない権利です。弁護人依頼権とは、弁護人を選任する権利です。

逮捕後、いったん供述調書に署名すると、後の裁判で覆すことは難しくなるのが現状です。従って、できるだけ早期に弁護人を依頼するのが良いと思います。

弁護士のあてがない場合、弁護士会に弁護人選任の申し出をすれば、弁護士会が弁護士を派遣します。初回は無料でアドバイスを受けることができます。

(弁護士 松田健太郎)